つくばみらい市新商品開発支援等事業費補助金

市では、自ら意欲的に新商品開発や販路拡大に取り組む市内事業者を応援します！！
ふるさと納税返礼品の開発や市外への出店事業などに、ぜひご活用ください！！

新商品開発事業

最高50万円まで補助

①新しい素材（食材）・技術等を利用し既存商品よりも優れた商品の開発、②これまでの素材や技術等で新しい商品や既存商品より優れた商品の開発にかかる費用の1/2を補助します。

生産効率向上事業

最高50万円まで補助

5年以内に開発した新商品に需要が増えて生産拡大の必要のため、市内の自社工場内で大型機械の増設や新しい機械の導入にかかる費用の 1/2を補助します。

販路拡大事業

最高10万円まで補助

商品の販売経路の拡大をはかるため、物産展、見本市等へ出店する場合にかかる費用の1/2を補助します。

【事業活用の例】

・見た目が悪く、売り物にならない野菜をアイスクリームにして販売する（6次産業化）
・新商品開発後、現在の機械設備では生産効率が低いため、大型機械を導入する。
・既存の商品について新たな販路を求めて市外の物産展へ出店する。

【交付条件】　1事業者につき、1年度につき、1回限りとなります。

※　補助を受けるためには、事前に申請し、審査を経て、交付決定を受ける必要があります。交付決定前　から実施しているものは交付対象とはなりません。また、審査の過程で計画修正を指示されたり、申請が却下される場合があります。

※　新商品開発については、完成品が年度内に必ず出来上がらなければならないということはありませんが、年度内に事業結果（試作品や完成コンセプト等）を提出する必要があります。

※　補助は予算の範囲内で実施されるため、補助上限額まで受けられない場合があります。

手続きなど詳細については　市HP　をご覧ください。

ホーム> 事業者のみなさんへ> 事業者に関するお知らせ> つくばみらい市新商品開発支援等事業のご案内

問合せ先　：つくばみらい市産業経済課　商工観光係　　0297－58－2111（代表）

【補助対象外となるもの】

〇他の制度による補助金等の交付を受けている事業

〇途中で頓挫した事業

事業の変更申請、実績報告が認められば交付可能です。あるいは取り下げの手続きが必要です。

〇すでに加工製造されている商品でパッケージデザイン、味付け、形状などの変更のみの事業

〇新商品開発事業で、市内事業所ですでに加工製造されている商品と同じと判断される場合

〇交付決定日の年度末日～5年以内に市外に主たる事務所、工場等を移転した場合

〇交付を受けた翌年に同一事業で申請する場合(※)

例）新商品開発事業（アイスクリーム）で補助を受けた翌年に新商品開発事業（クッキー）の補助を申請する→対象外

（※）事業ごとに交付を受けることは可能。

例）1年目：新商品開発事業で新商品開発
2年目：生産性拡大事業で機械導入
3年目：販路拡大事業でイベントに出店など

【補助対象経費】

報償費	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金 講演会等の講師の謝礼金 ※ 職員・従業員の人件費や残業代等は対象外となります。
旅費	専門家の招聘に要する交通費・宿泊費 研究機関等との研究実施に要する職員の交通費・宿泊費 現地視察に要する職員の交通費・宿泊費 販路拡大のための出展に要する交通費・宿泊費 ※ グリーン車やビジネスクラス等の特別料金は対象外。宿泊費は事業所の旅費規程等に基づくもので、かつ常識の範囲内であること。事業所の規定が無い場合は、1泊あたり12,000円（つくばみらい市職員の旅費に関する条例による）上限とします。
需用費	パンフレットやポスターなどの印刷費 事業に必要な文献・資料購入費 事業に必要な消耗品費 事業に必要な燃料費
役務費	新聞等へのパンフレット類の折込費用や広告掲載費用 特許等の出願・登録費用（一式を委託料に含めることも可） 原材料から商品への加工賃 物品の運搬に必要な経費 各種検査等の手数料
委託料	市場調査等の業務を委託する経費 製品パンフレットや紹介動画等の作成を委託する経費 工具・器具等の試作、改良業務委託費用
使用料及び賃借料	物品・機器のリース料 会議室や会場等の使用料
原材料費	商品に直接使用する主要原料、主要材料等の購入費 新商品開発に直接要する賄材料費（食材等の調達費）
機械装置購入費	新商品に直接生産に供する機械装置等の購入費 新商品開発後5年以内の商品生産に直接供する機械装置等の購入

※ 補助対象外となる経費

〇 補助金交付前に生じた経費

〇 予め申請した交付決定額以上にかかった分の経費

〇 事業年度内に支払いが完了していない経費

〇 他の業務に使用できる汎用性の高い事務機器　　パソコン、プリンターなど

〇 修理、既存機器の買い替え、中古品、人件費、消耗品

〇 自社商品の消費分・・・自社以外の領収証が必要。

〇 イベント用に購入したノベルティなどで高額なもの、イベントに比して大量のもの

〇 事業の全部をコンサル業者へ委託する経費

※ 一部や自社のみでの作成が困難な加工・作業は認められる可能性があります。

〇 経費に対する消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額